	くとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

七　駐仙台大韓民国総領事館周辺地域

期　間	平成二十三年五月二十一日午前十一時から午後三時まで
地　域	宮城県仙台市青葉区本町三丁目（一番から九番）国分町三丁目（一番から十一番）二日町（一番から十八番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○財務省告示第百七十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十日

財務大臣　野田　佳彦

本文第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、本文第二号中「この号」の下に「及び次号」を加え、本文に次の一号を加える。

三　公益社団法人又は公益財団法人の東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用（ハにおいて「必要費用」という。）に充てるために当該公益社団法人又は公益財団法人に対してされる寄附金であって、当該公益社団法人又は公益財団法人が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすことについて当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三条（行政庁）に規定する行政庁をいう。）の確認を受けた日の翌日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支出されたものの全額

イ　当該公益社団法人又は公益財団法人が当該被災者支援活動を自ら行うために、当該寄附金の募集を行うことについて相当の理由があること。

ロ　募集要綱（寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ハ　平成二十六年十二月三十一日が到来した場合、当該被災者支援活動が終了した場合又は不正等の事実があった場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該必要費用に充てられたものの額（同日が到来した場合にあっては、同日後に行う当該被災者支援活動に係る必要費用の額を含む。）を控除した残額について東日本大震災による被害を受けた地方公共団体並びに東日本大震災の被災者の収容及び保護を行う地方公共団体その他これに類する事業を行う地方公共団体に寄附すること。

○財務省・経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十三年五月二十三日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十三年三月財務省・経済産業省告示第一号）は、同日をもって廃止する。

平成二十三年五月二十日

財務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣　海江田万里

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十三年五月二十三日から適用する。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点をいかした事業を促進すること
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること
四	1　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者 3　中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者 4　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 5　上記1～4に該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること
五	1　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 2　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百号）に基づく商店街整備等支援計画の認定を受けた者及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた者 3　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者 4　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化を促進すること